

船舶事故調査報告書

平成28年2月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（かき筏 ^{いかだ} ）
発生日時	平成27年10月2日 21時20分ごろ
発生場所	広島県広島港第3区 広島港草津一文字防波堤南灯台から真方位202°3,850m付近 （概位 北緯34°19.8′ 東経132°23.0′）
事故の概要	プレジャーボート ^{ダブリュージェイワン} W J 1 は、東北東進中、かき筏に衝突した。 WJ1 は、船底部に擦過傷を生じ、また、かき筏は、竹材に破損を生じた。
事故調査の経過	平成27年10月7日、調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート WJ1、2.7トン
船舶番号、船舶所有者等	293-36594 広島、株式会社京瀧
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 船底部に擦過傷 かき筏 竹材1本が破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期 月出時刻：21時13分ごろ、月齢 18.8
事故の経過	船長は、月明かりがなく周囲が暗いと感じていたものの、減速して航行すれば安全に航行できるものと思い、目視でかき筏を見付けようとして、正船首方向の見張りを行っていたが、かき筏に衝突した。 本船は、レーダーがなかった。 船長は、GPSプロッターにかき養殖施設の設置場所を記録していなかった。 かき養殖施設には、簡易標識灯が設置されていた。
分析	本船は、船長が、月明かりがなく周囲が暗いと感じていたものの、目視でかき筏を見付けようとして、正船首方向に意識を向け、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、かき養殖施設に設置された簡易標識灯の灯火に気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、船長が周囲の見張りを適切に行っていなかったため、本船がかき筏に衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・夜間、かき養殖施設がある海域を航行する場合、周囲の見張りを

	<p>適切に行い、また、GPSプロッターにあらかじめかき養殖施設の設置場所を記録することが望ましい。</p>
--	--